

## 函館市病院局職員懲戒審査委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、病院局に勤務する一般職の職員の懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、職員の懲戒に関する処分および措置に関し調査審議し、病院局長に具申するものとする。

### (委員長および委員)

第3条 委員会は、委員長ならびに委員をもって組織する。

2 委員長は管理部長をもってあて、委員は病院局長が職員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がこれを代理する。

### (臨時委員)

第4条 委員長は、当該事案について必要があると認めるときは、病院局長の許可を得て臨時委員を指名することができる。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

### (関係者等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部庶務課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱によるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。